

あいおいSDGsロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいおいSDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナー あいおいSDGsパートナー制度実施要領第5条に基づく認定を受けた個人又は法人等をいう。
- (2) デザインマニュアル ロゴマークの利用方法等について相生市（以下「市」という。）が定めるものをいう。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第4条 パートナーは、自らのSDGsに関する取組を広く広報することや、SDGsを普及啓発することを目的に、ロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁ずる。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
 - (2) SDGsの正しい理解の妨げになるおそれ又はロゴマークのイメージを損なうおそれがある場合
 - (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - (5) ロゴマーク自体を自己の商品として独占的に使用する場合
 - (6) 消費者等の誤解を生む用途で使用する場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーであるか否かを問わず、パートナーと同様に、ロゴマークを使用することができる。
- (1) 市の執行機関又は相生市教育委員会が使用する場合
 - (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
 - (3) その他市長が適当と認めた場合

- 3 営利目的で製造した商品やサービス等にロゴマークを使用するときは、あいおいSDGsロゴマーク使用申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出し、その許可を得なければならない。

（使用の許可）

- 第5条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときはあいおいSDGsロゴマーク使用許可通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、使用を許可しないときは、あいおいSDGsロゴマーク使用却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

- 第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
 - (2) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
 - (3) 各種法令等を遵守すること。
- 2 前条第1項の許可を受けた者がロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用の許可を受けた内容についてのみ使用すること。
 - (2) 許可を受けたロゴマークの使用権を、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) ロゴマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難であると認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。

（使用の是正及び許可の取消し）

- 第7条 市長は、第4条第1項及び前条に定める規定に反すると認めるときは、使用者に是正を申し入れることができる。
- 2 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。
- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 第4条第1項及び前条に定める規定に反すると認める場合で、緊急を要するとき。
- 3 市長は、前項の規定により、使用許可を取り消したときは、あいおいSDG

s ロゴマーク使用許可取消通知書（第 4 号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 第 2 項の規定により使用の許可を取り消された者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、使用者の負担でこれを行わなければならない。

5 市長は、第 2 項の規定による取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負わないものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第 8 条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

（責任の制限）

第 9 条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときには、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第 10 条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。